

「私たちの考える公立保育施設の役割と活用」 提言(案) ～公立・民間保育施設がつながって地域の子どもの育ちを守るために～

4. 公立・民間保育施設がつながって地域の子どもの育ちを守るために

公立保育施設で働く保育者は公務員であり地域全体の奉仕者という立場から提言を行います。現在公立の保育施設現場では非正規職員の増大と職員不足のため様々な問題を抱えています。しかし、以下の常勤職員が保障され、誰もが歩いていける所に公立施設が存在すれば多様な子育て支援施策、災害時、緊急時の対応が可能です。

(1)実施のために必要な職員の配置 (原則常勤職員の配置)

① 1施設に必要な人員

保育士・保健師・看護師・手話通訳士・調理員・配膳員・管理栄養士・清掃員・用務員・事務員など

- 1) 関係機関につなげるために事務職・福祉職・医療職…(資格：社会福祉士・精神保健福祉士)
- 2) 養育困難な家庭、虐待などに対応するために相談員・福祉職…(資格：社会福祉士・精神保健福祉士)
- 3) 療育支援のために介助員・相談員など…(資格：理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・臨床心理士・介護福祉士)
- 4) 医療的ケアの必要な子ども、家庭への対応のために医師・看護師・保健師など(資格：医師・看護師・保健師)
- 5) 外国籍の子ども、親、家族、他文化・食事・宗教への理解・対応のために通訳・翻訳

② 様々な事業を豊かに行うために必要な人員

- 1) 地域子育て支援(一時預かり・園庭開放・おでかけ事業など)…保育士・保健師
- 2) 病児、病後児保育・医師・看護師・保健師・保育士
- 3) 休日保育…保育士・保健師・看護師・手話通訳士・調理員・配膳員・管理栄養士・清掃員・用務員・事務員など

(2)公立・民間保育施設が連携するために

- ① 各施設に(1)のような専門職員がいれば、地域の保護者や地域住民がいつでも相談できる場所となり、地域における子育ての連携がより深まるのではないかと考えます。また、民間保育施設が独自で専門職を配置することは難しいため、公立保育施設に配置された専門職が地域の民間保育施設に出向くことで、施設間で連携が図られ、地域の保育力の向上(子育て支援の拡充)にも繋がると考えます。
- ② 公立保育施設に必要な正規職員が配置されることで、通常の運営以外に、災害時や緊急時、コロナ禍などで施設が臨時休園となった場合でも、公立保育施設での代替保育の実施や、地域の公共施設を整備し保育士を派遣することで必要な保育の継続が可能になると考えます。
- ③ 養育困難な家庭・虐待・医療的ケアの必要な家庭などへの対応、年々子育てに困難を抱える家庭が増加する傾向にある中、公立保育施設が関係機関と連携をとりながら、民間保育施設では受け入れが難しい家庭の受け皿になっている実態があります。体制を拡充させることで、民

間施設と連携を図りながら地域で子育てに困難を抱える家庭を支援する受け皿を広げることが可能になると考えます。

- ④ 療育支援のために、所管付けで理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・臨床心理士・介護福祉士、社会福祉士・精神保健福祉士などの資格を持った福祉職や相談員が配置されていますが、職員配置が圧倒的に少ないため、公・民の共に発達相談や検査を受けるのは順番待ちの状態となっています。地域の公立保育施設に正規職員を配置することで、地域の保護者や民間保育施設の相談にも対応できる件数も増え、療育支援や生活支援が拡充できると考えます。

(3)災害時・緊急時に役割を発揮するために

① 緊急時の対応の計画

- 1) 自然災害発生時・感染症流行時、それぞれの子育て世帯への対応について、事前に計画を策定しておく。
- 2) 計画策定の検討や対応実施状況の把握には、市町村の保育部局と公立保育施設、防災部局、保健所、教育委員会などの関係者や専門機関が参加し、十分な体制を整える。
- 3) 計画の中には、代替保育の提供方法（だれが、どこで）、対象範囲（だれを）を盛り込み、就学前施設が臨時休園になっても、公立保育施設が中心となり地域のエッセンシャルワーカーの就労を保障できるようにする。
- 4) これらの計画やマニュアルについては、就学前施設を利用する保護者の理解を得て、地域住民にも情報共有しておく。

② 緊急時の対応

- 1) 非常時、関係機関と連携し公立保育施設として様々な対応を先行的に実施し、効果的な対応などを地域の施設に拡充させる。

③ 日常の対応

- 1) 地域担当保育士を配置し、保健師とともに日常から地域の在宅子育て世帯の把握を行う。
- 2) 関係機関連携担当保育士において、地域にある民間保育施設や子育て支援の事業所、障がい児施設とも連携（相談・指導・研修など）できる体制をつくる。
- 3) 公立保育施設に配置されている看護師・保健師・社会福祉士・通訳・調理員などは、2)の地域担当保育士や関連機関連携保育士とともに普段からも在園児だけでなく、地域の親子の状態をつかむ業務を行っておく。地域に住む子育て世帯の状況を知っておくと、緊急時にすぐに対応したり、臨時保育での生活や福祉・健康についての相談指導ができる。
- 4) 公立保育施設に配置された専門職員は、その地域の民間や NPO 法人の就学前施設や子育て支援の事業所（つどいの広場など）とも連絡を取り合い、在園児や利用児の対応に当たる。また、必要な研修も行う。

※岸和田市・松原市・藤井寺市などは災害時において、公立保育施設が、高齢者や障がい者など一般の避難所生活において特別な配慮を必要とする方々を対象に開設される「福祉避難所」に指定している。

(4)施設・整備について

- ① 寝食などそれぞれが別々にできる保育室・施設。又は同じ保育室であっても、生活(寝食・あそ

び)をゆったりと行えるスペースを確保した保育室。

- ② 一人ひとりの活動(あそび※室内外、静養、文化、芸術)を保障する部屋・施設。
- ③ 保育室(乳児室・ほふく室・遊戯室等)と事務室、保健室、相談室、交流などができる多目的室の設置。
- ④ 災害時の避難所としての役割・非常用備蓄品の確保(地域の親子が避難してくることも予想されるので、在園児・職員以外の備蓄品も確保しておく)。
- ⑤ 在宅勤務(テレワーク)、家庭保育など地域のネットワーク、情報発信の拠点となるように、電話回線・ネット回線を充実させておく。

(5) だれもが歩いていける、子育て支援(児童福祉)の施設として

府内の公立子育て支援施設は、民営化やこども園化、統廃合により施設数が減っています。民間施設が地域で子育て支援を担う一方で、上記(1)～(4)にある機能をもつ公立施設が、都市部・農村部・山間部における日常生活圏(小学校区で人口約1万人、就学前施設利用児童数300人～400人、面積1k㎡※都市部の場合)に1か所以上(就学前施設3～4か所のうち)必要であると考えます。

・都市部では、自宅から半径1キロ圏内で、親子でお散歩できる範囲内。農村部、山間部では車で5～10分の範囲内。

5. 最後に

大阪府内では、コロナ禍以前に策定した公立保育施設の削減(統合・民営化)計画を粛々と進めている市町村があります。この間、公立保育施設を削減することで保育需要に十分に対応できていない状況がありながら、さらにコロナ禍やコロナ後の保育・子育て支援に対応するためには、コロナ禍以前に策定した削減計画を一旦凍結させることが必要であると考えます。

今、子育て支援にかかわる行政や保育現場がしなければならないことは、現行の施設・職員配置基準に基づいた保育施設整備計画を抜本的に改め、改善した基準に対応した保育施設の整備をすすめることであると考えます。

小学校では、40年ぶりに基準が改善され、全学年で35人を上限とする少人数学級化が実現します。中学校でも検討が始まります。ところが、保育所の4、5歳児の職員配置基準や、施設面積に関わる基準は、基準制定以降70年以上一度も改善されず、国際的にみても低いまま放置されています。

こうしたことを踏まえ、今回の「提言(案)」を様々な立場の保育関係者でさらに検討し、公立・民間保育施設がつながって地域のこどもの育ちを守る運動をすすめていきます。

2022年2月27日(日)公開シンポジウム

公立施設(保育所・こども園など)の活用を考える研究会より抜粋